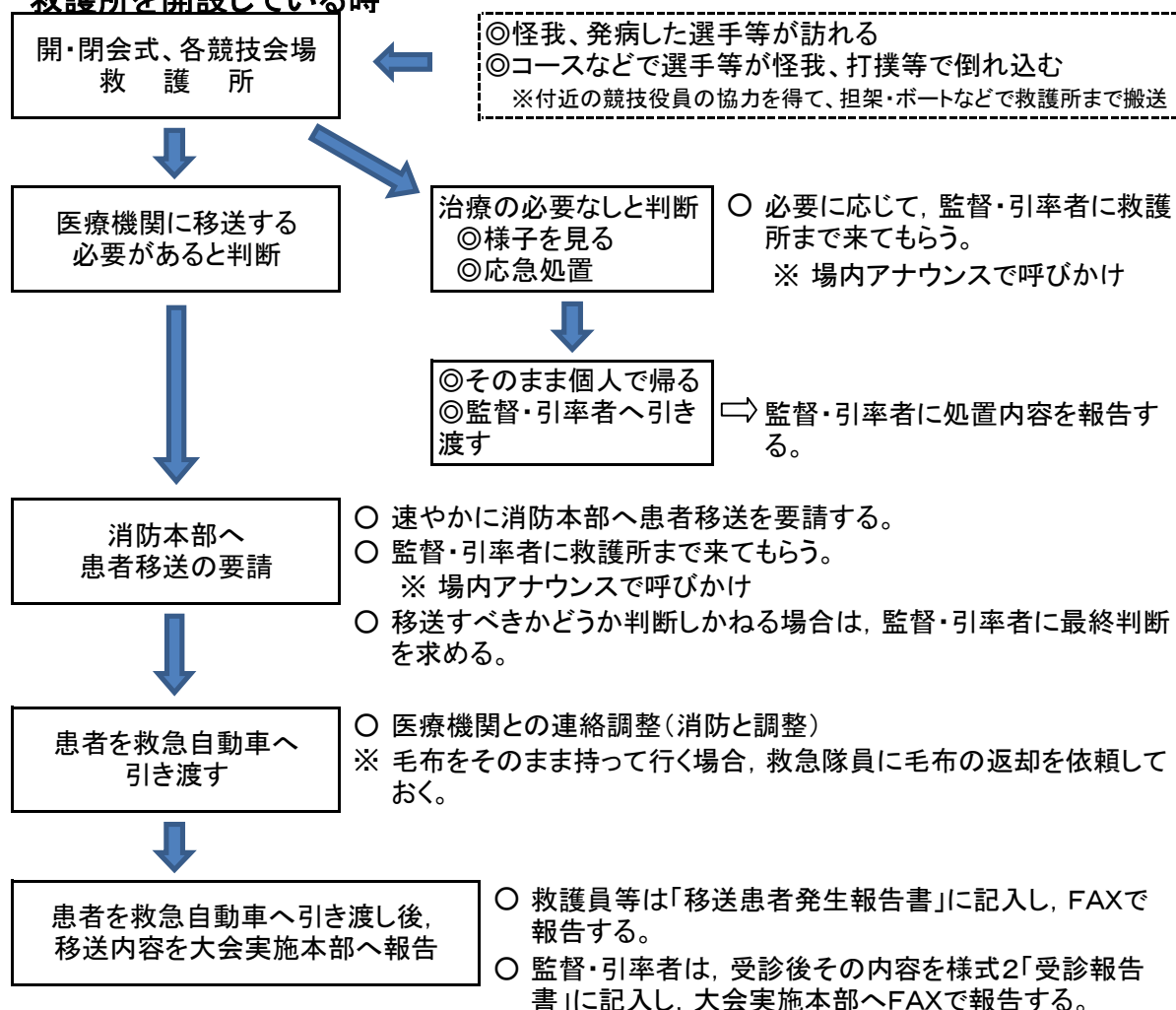


医療・救護連絡系統図

1 救護所を開設している時



2 救護所を開設していない時

(1) 練習中の負傷・発病等

救護所が未開設時に負傷・発病した場合、競技会場内の競技役員等に選手・監督等が申し出る。

- 競技役員等は、患者移送が必要と認められる場合、または監督・引率者が必要と判断した場合、救急自動車の要請をする。
- 患者移送が行われたならば、競技役員等は「移送患者発生報告書」に記入し、大会実施本部へFAXで報告する。
※ 用紙は各競技会場のセクレタリー（パトロール）にあらかじめ配布しておく。
- 監督・引率者は、受診したならば、様式2「受診報告書」に記入し、大会実施本部へFAXで報告する。

(2) 宿舍での負傷・発病等

宿泊する施設等で負傷・発病し、医療機関で受診する場合は、宿舍に申し出た上、都道府県の監督・引率者が最寄りの医療機関と連絡を取り受診する。

都道府県の監督・引率者が必要と認めた場合は救急自動車を要請し、移送する。

- 監督・引率者は、受診したならば、様式2「受診報告書」に記入し、大会実施本部へFAXで報告する。
※ 用紙は各宿舍へあらかじめ配布しておく。
- 受診後、インフルエンザ及びノロウイルス等食中毒と診断された（感染の疑いを含む）場合、様式3「罹患届出書」に記入し、速やかに大会実施本部へ報告する。